

福島復興再生特別措置法案について（未定稿）

東日本大震災復興対策本部事務局

1. 趣旨

- ・原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興・再生を推進
- ・福島の地方公共団体の自主性・自立性を尊重しつつ、国の責務として福島復興再生基本方針を策定し、それに基づき特別の措置を実施
- ・国と福島との協議の場として原子力災害からの福島復興再生協議会を規定

2. 特別な措置の概要等

(1) 避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置

- ・国による公共施設の工事（道路、河川等）や公共施設の清掃等の生活環境整備事業の実施
- ・課税の特例（避難解除区域内での機械等の取得や被災者雇用への特例）
- ・公営住宅への入居資格の特例などによる避難者の居住の安定の確保

(2) 放射線による健康上の不安の解消等安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置

- ・健康管理調査、児童等の被ばく放射線量の低減、調査研究の推進、国民の理解の増進、教育機会の確保、医療・福祉の確保など

(3) 原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置

- ・規制や手続等の特例（福島特例通訳案内士、地域ブランド（商標、品種）の登録料や出願料等の減免、地熱資源開発や流通機能向上に係る許認可等のワンストップ処理等）
- ・東日本復興特区法の課税の特例を含む復興推進計画を福島県の全ての市町村が策定できるようにする措置等
- ・農林水産業、中小企業の復興・再生、職業の安定、観光の振興など

(4) 新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進

- ・再生可能エネルギー源の利用、高度な医療の提供等に関する研究開発拠点の整備などの研究開発推進、企業立地促進など新たな産業の創出等の取組を重点的に推進するための措置

(5) その他

- ・新たな規制の特例措置等に関する提案等
- ・福島の復興及び再生状況等に応じ、この法律の規定を見直し

3. 施行期日等

2月上旬提出予定（予算関連）

※ 今後、各方面との調整により、全体的に変更があり得る。

福島復興再生特別措置法案の概要(未定稿)

予算関連法案

目的・基本理念・国の責務

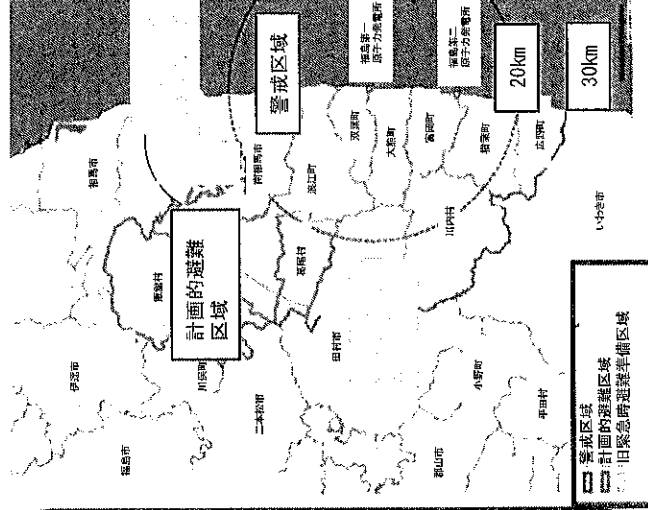
- ・原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島復興再生を推進
- ・福島の地方公共団体の自主性・自立性を尊重しつつ、国の責務として総合的な施策を策定、実施

福島復興再生基本方針(閣議決定)

- ・原子力災害からの福島復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針
- ・福島復興及び再生の意義、目標、政府が着実に実施すべき各支援施策の基本的な方針等を定めるもの

避難解除等区域の復興及び再生等のための特別の措置

- ・「避難解除等区域復興再生計画」(県の申出により国が決定)基本方針に即して、避難指示が解除された区域及びその準備区域の復興及び再生を推進するための計画
 - 計画事項：計画の意義、目標、期間、産業の復興・再生、道路、河川等の公共施設の整備、生活環境の整備等
 - ・国による公共施設の工事の代行
 - ・国による公共施設の清掃等の生活環境整備事業の実施
- ・課税の特例(避難対象区域内に所在していた事業者について)
 - ①事業用設備等の特別償却等(解除の日から5年間の即時償却等)
 - ②被災被用者を雇用している場合の税額控除(確認を受けた日から5年間、給与等支給額の20%を控除：復興特区は10%)(注) 地方税法の改正の措置として避難対象区域内の固定資産税の課税免除措置の延長等
- ・公営住宅への入居資格の特例などによる避難者の居住の安定の確保



放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置

- ・健康管理調査、農産品等の放射能濃度の測定、除染等の措置等の迅速な実施、児童等の被ばく放射線量の低減、調査研究の推進、国民の理解の増進、教育機会の確保、医療・福祉の確保など

原子力災害からの産業の復興及び再生

- ・「産業復興再生計画」（県が作成し国が認定）

基本方針に即して、原子力災害により被害を受けた福島県の産業の復興及び再生の推進を図るための計画

計画事項：計画の目標、目標達成のための取組内容、適用する規制・手続の特例の内容と実施主体に関する事項

- ・規制や手続等の特例（福島特例通訳案内士、地域ブランド（商標、品種）の登録料や出願料等の減免、地熱資源開発や流通機能向上に係る許認可等のワンストップ処理等）

- ・東日本復興特区法の課税の特例（*）を含む復興推進計画を福島県の全ての市町村が策定できるようにする措置等（特区法では、東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産基盤に著しい被害を受けた地域が対象）

（*）事業用設備等の特別償却等（即時償却の適用期間は2年延長）、被災被用者等の給与支給額の一部の税額控除、研究開発税制、新規立地促進税制等

- ・農林水産業、中小企業の復興・再生、職業の安定、観光の振興など

新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進

- ・「重点推進計画」（県が作成し国が認定）

基本方針に即して、再生可能エネルギー源の利用促進、高度医療技術等に関する研究開発拠点の整備その他の新たな産業の創出等に寄与する取組を重点的に推進するための計画

計画事項：計画の区域、目標、期間、目標達成のための取組内容

- ・（独）中小企業基盤整備機構が管理する工場用地の無償譲渡
- ・研究開発の推進、企業立地の促進など

原子力災害からの福島復興再生協議会

- ・復興大臣、福島県知事その他の国・福島の関係者からなる協議会を組織し、必要な協議を実施

その他（施行後の扱い）

- ・福島県からの新たな規制の特例措置の提案等
- ・本法の施行状況、福島の復興・再生の状況等を踏まえた検討

（参考）主な福島復興・再生関連予算について

【平成23年度2次・3次補正予算】

福島県原子力災害等復興基金の創設（3,840億円程度）

- 国際的な医療センター・開発拠点等の整備及び地域医療の再生（文科・厚労・経産省）690億円
- 産業復興企業立地補助（経産省）1,700億円 など

既存の制度等を活用した追加的予算措置による機動的対応（1,500億円程度）

- 再生可能エネルギーの研究開発及び関連施設の整備（経産省）1,000億円の内数 など

福島県原子力被災者・子ども健康管理基金の創設（内閣府・環境省）（962億+3,217億円の内数）

【平成24年度当初予算案】

除染や放射線・健康不安の解消など〔事業費の多くの部分が福島県で実施される〕

- 福島避難解除区域生活環境整備事業【法律事項】（復興庁）42億円
- 放射能土壌等の除染実施（環境省）3,721億円 など

産業の復興、公共事業など〔事業費は被災県の合計であり、その一部分が福島県で実施される〕

- 東日本大震災復興交付金（復興庁）1兆8,479億円（23年度3次補正含む）
- 公共事業等（復興庁への一括計上分）5,091億円 など